

(令和6年12月6日)

受付番号	第8号 請願	受理年月日	令和6年11月28日
件名	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求めることについて		
提出者	花巻市四日町3丁目13-10 岩手県教職員組合花北遠野支部 支部長 平野 薫 外1名	紹介議員	阿部 一男 議員 久保田 彰孝 議員 本館 憲一 議員
要		旨	
<p>請願趣旨</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期対象者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びを保証するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額総合額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われなまま放置されています。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。</p> <p>よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と子供たちの豊かな学びを保証するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>請願事項</p> <p>1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用すること。</p>			

2. 実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

付託委員会

文教福祉常任委員会

審査結果